

発議案第2号

八千代市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年2月26日

八千代市議会議長 塚本路明 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	大 塚 裕 介
	同	成 田 忠 志
	同	堀 口 明 子
	同	山 口 勇
	同	嵐 芳 隆
	同	大 竹 秀 樹
	同	高 山 敏 朗
	同	三 田 登
	同	若 松 博

## 提案理由

地方自治法の一部改正を踏まえ、条例を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

## 八千代市政治倫理条例の一部を改正する条例

八千代市政治倫理条例（平成15年八千代市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「工事等の請負契約，当該請負契約の下請契約，業務委託契約及び物品納入契約」を「請負（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）の契約及び当該請負の契約の下請契約」に改める。

第6条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第11条の見出し中「工事等の」を削り，同条第1項中「，第168条第7項」を削り，同条第2項中「，第168条第7項」を削り，「市が行う工事等の請負契約，当該請負契約の下請契約，業務委託契約及び物品納入契約」を「市に対する請負の契約及び当該請負の契約の下請契約」に改め，同項を同条第5項とし，同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 議員は，市に対する請負の契約（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が法第92条の2に規定する政令で定める額を超えないものをいう。次項において同じ。）及び当該請負の契約の下請契約を辞退するよう努めなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず，請負の契約又は当該請負の契約の下請契約を締結したときは，議員は，議長の定めるところにより，議長に届け出なければならない。
- 4 議長は，前項の規定による届出があった場合は，その内容を公表しなければならない。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。